

枚方市のめざす支援教育について

枚方市教育委員会

1. インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて

障害のある子どもと障害のない子どもが **可能な限り同じ場でともに学ぶ**ことを追求するとともに、障害のある子どもの **自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供**できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

令和4年4月27日付「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」

(文部科学省初等中等教育局長)より

※インクルーシブ教育システム

(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

障害者権利条約によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能を最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

- 一人一人に個別最適な「ともに学び、ともに育つ」ための適切な場の提供
- 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導

1 学びの場の充実

2 教育内容の充実

3 個の障害に応じた支援

4 教職員の指導力向上

5 関係機関との連携

6 インクルーシブ教育の理念の共有・人権意識と障害理解

(参考) 近年の国の動き

・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(令和3年1月 最終報告: 文部科学省)

【内容】

1. 基本的な考え方

- ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- ・障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- ・障害のある子どもと障害のない子どもが、年間を通じて計画的・継続的にともに学ぶ活動の更なる拡充

2. 小中学校における障害のある子どもの学びの充実

- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・特別支援学級と通常の学級の子どもがともに学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用した OJT による支援体制の充実